

緑の募金活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 緑化事業の推進を目的として、町内の団体等が緑化活動を実施する場合、予算の範囲内で、この要綱により補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 交付対象事業は、次の各号の全ての条件を満たすものとする。

(1) 森林整備や環境緑化等を主体とした活動であること。

(2) 緑の募金の普及啓発に寄与する内容であること。

2 その他、県緑推進委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めた緑化活動。

(補助対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号に掲げる団体とする。

(1) 葛巻町の自治会

(2) 町民が組織する各種団体

(3) 町内に事業所又は工場を有する企業

(4) その他、委員長が必要と認めた団体

(補助対象経費)

第5条 交付対象経費は、緑化木及び添え木等の購入経費とする。

(補助金額)

第6条 交付金額は、緑化木及び添え木等の購入費用の2分の1以内とし、補助金上限額は3万円とする。

(交付申請)

第7条 この要領に基づき補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を活動実施日の15日前までに委員長に提出するものとする。

(1) 緑の募金活用事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 緑化木及び添え木等の費用を明らかにした書類

(3) 活動実施箇所を示す図面

(4) その他、委員長が必要と認めた書類

(交付決定)

第8条 委員長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、予算を勘案のうえ、当該事業の採否及び補助額を決定し、緑の募金活用事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(実績報告及び交付請求)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、当該事業完了後15日以内に、次の各号に掲げる書類を、支部長に提出するものとする。

- (1) 緑の募金活用事業実績報告書（様式第3号）
- (2) 緑の募金活用事業交付請求書（様式第4号）
- (3) 緑化木及び添え木等に係る経費を明らかにした書類
- (4) 事業完了がわかる写真
- (5) その他、支部長が必要と認めた書類

(補助金の交付)

第10条 支部長は、実績報告書等について審査のうえ、事業が適切に実施されたと認められる場合は、請求書に基づき補助金を交付する。

(交付決定の取消)

第11条 支部長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽り、その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第12条 支部長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。